

JRCA 2017年度 第18回総会議事録

2017年4月18日(木) / 文京シビックセンター内会議室1にて19時より

出席：長瀬、中原、新井、西井、佐藤、中島、河野、
高桑、福永、保井、染宮、倉林、伊藤、斉藤、
富田、太田氏+かせ氏、桑原、成田

第1号議案

- (1) 事業報告
- (2) 収支報告
- (3) 会計監査報告
- (4) 各部会活動報告

第2号議案

- (1) 各部会活動計画
- (2) 予算計画

第3号議案

- (1) 会則変更

第4号議案

- (1) 会員からの要望

上記議案が審議され、承認された。

第1号議案

(1) 事業報告

議案5

事業報告

●2016年全日本ラリースケジュール

第1戦	4月08日-10日	ツール・ド・九州2016 in 唐津
第2戦	4月29日-5月01日	久万高原ラリー
第3戦	5月20日-22日	若狭ラリー2016※②
第4戦	6月10日-12日	がんばろう!福島MSCCラリー2016
第5戦	7月1日-3日	2016ARKラリー洞爺
第6戦	8月25日-28日	モントレール2016in 孺恋
第7戦	9月23日-25日	RALLY HOKKAIDO※①
第8戦	10月14日-16日	第44回M.C.S.C.ラリーハイランドマスターズ2016
第9戦	11月4日-6日	新城ラリー2016

●理事会開催日程

第1回	4月13日	第4回	9月27日
第2回	5月26日	第5回	11月15日
第3回	7月25日	第6回	3月15日

●年間活動内容

- ・ JRCガイドブックの製作
- ・ 河野太郎／松本純両国家公安委員長より表彰状の授与
- ・ JRCA Awardの授与
- ・ 2017年全日本ラリー主催者懇親会&意見交換会開催(1月12/13日)
- ・ スタート前&ゴール後の記者会見の仕切り
- ・ 速報の配信
- ・ 詳細および無料提供写真のホームページ掲載
- ・ JRCA Videoのホームページ掲載(NiftyとGyao!にも転載)
- ・ タイヤウオームアップ行為に関する審議
- ・ JAF 請願の署名活動 テクニカルデリゲート派遣／RPN車両の安全性能向上と性能調整／カルネ車両での参加／総合優勝の復活

● **理事会審議事項**

- ・ 全日本選手権各戦の報告
- ・ 観客対応の研究
- ・ 法人化の検討
- ・ ラリー取材経験が不足しているメディアへの対応方法の検討
- ・ 主催者意見交換会に関する調整
- ・ 国内ラリーの振興策の検討

(2) 収支報告

収入	実績	予算
ガイドブック&HP 協賛	3,899,136	3,750,000
会費	395,000	1,000,000
物品販売 (DVD 資材)	73,446	30,000
Gyao 収益	106,773	
利息その他	18	
	4,474,373	4,830,000

支出	実績	予算
主催者意見交換会	151,860	220,000
主催者部会予備費		70,000
主催者部会 計	151,860	290,000
JRCA Video 製作費	1,360,800	1,360,800
救命救急活動関連		30,000
選手部会 計	1,360,800	1,390,800
ガイドブック製作費	1,708,776	1,708,776
HP 年間運営費	518,400	518,400
結果速報	97,200	97,200
写真代	97,200	97,200
メディア部会 計	2,421,576	2,421,576
スポンサー部会	0	20,000
事務局費	300,000	300,000
通信費	45,432	50,000
ドメイン&サーバー代	27,000	27,000
振込手数料	7,344	9,000
JRCA Award 楯代	38,880	27,000
公安委員長表彰状	0	30,000
理事会出席交通費補助	83,160	150,000
予備費 (ステッカー製作費)	122,360	100,000
事務用品費	2,419	
事務局関連 計	626,595	693,000
	4,560,831	4,815,376

(3) 会計監査報告

会計監査報告書

2017年4月12日

JRC アソシエーション
会長 長瀬 努 殿
理事会 御中

JRC アソシエーション
監査 齊藤 武浩
(オフィス・ノーススター)

JRC アソシエーションの2016年度(2016年4月～2017年3月)の会計について、
JRCA 会則第18条に従い、事務局からの収支明細報告、銀行口座取引明細、繰越金、
口座および現金残高について監査した結果、適正に処理、記載されていることを確認
いたしました。

以上

(4) 各部会活動報告

主催者部会 2016 年間活動報告と予算実績

主催者部会長 西井 敏則

1. 1月12日(木) 全日本ラリー選手権主催者懇親会開催
2. 1月13日(金) 全日本ラリー選手権主催者意見交換会開催
3. 2017年JRCAラリーガイド向け主催者情報収集
4. 全日本ラリー総合優勝クレーへの国家公安委員長賞状授与(1戦~4戦)
5. 全日本ラリー選手権(SSラリー)運営マニュアルの作成未了(5戦/9戦のマニュアルを入手)
6. 救命急訓練を、選手部会と合同開催(前年度からの継続)未対応

2. 予算実績

主催者意見交換会 151,860円(実績) / 220,000円(予算)

内訳 事前打合せ; 3,740円 懇親会; 60,120円 宿泊費補助; 88,000円 会場費; 0円

予備費(交通費、通信費等) 4,179円(実績) / 7万円(予算)

内訳 賞状筒代; 870円 賞状ケース; 1,549円 宅配代; 1,760円

選手部会 2016 年活動報告

選手部会長 佐藤 忠宜

1. ダイジェスト映像の作成と公開

選手、チームよりインカーカメラ映像を提供してもらった。また全戦現地に人員を派遣し外撮り映像のクオリティアップと提供映像の受け取りの迅速化を図った。全9戦のダイジェスト映像をラリー2日後までに作成しYouTube上のJRCAチャンネルに公開した。総再生回数は2017年3月時点で253万回(2016年3月179万回、2015年3月110万回、2014年3月65万回、2013年3月29万回)。映像はGyaOへも提供した。また、選手のインカー映像はスポーツ専門チャンネルJ SPORTSの番組へも提供した。

2. 安全対応への協力

リエゾンでのタイヤウォーム行為に関しての注意喚起。

RallyStreamトラッキングシステム(競技車両位置の追跡)への協力。

3. JAF 請願の署名活動

テクニカルデリゲート派遣

RPN 車両の安全性能向上と性能調整

カルネ車両での参加

総合優勝の復活

4. 救命活動、献血活動への理解促進(具体的な活動は行わなかった。)

5. 予算実績

JRCA Video 製作費 1,360,800 円/1,390,800 円(予算)

メディア部会 2016 年活動報告

メディア部会長 中島 正義

1. JRCA ガイドブック 2016 の制作
2. JRCA ホームページの維持、管理、改善
3. JRCA Video の制作支援
4. 結果速報、ニュース、リザルトの配信
5. 東京中日スポーツ記事用写真とリザルトの配信
6. 共同記者会見の開催(主催者が希望される場合)
7. 情報配信先の開拓(主催者部会を通じて主催者から情報収集)
8. メディアを含めた SS コース安全管理支援
9. JRCA の活動内容告知及び啓蒙活動
10. メディア救命救急講習(選手部会と連携)

スポンサー部会 2016 年活動報告

スポンサー部会長 長瀬 努

1. メーカー、スポンサーへの情報発信
2. ガイドブックのご協賛各社の募集

第2号議案

(1) 各部会活動計画

主催者部会 2017年度活動計画と予算

主催者部会長：西井 敏則

1. 活動方針

1. 国内ラリー振興のため、主催者意見・情報を発信
2. 開催地域の情報発信への協力

2. 活動内容

1. JAF 全日本ラリー選手権主催者との意見交換会開催
2. JAF 全日本ラリー選手権主催者との情報交流推進
3. JRC ガイドブックへ主催者情報の反映
4. 救命救急訓練を、選手部会と合同開催
5. 全日本ラリー選手権(SSラリー)運営マニュアルの作成

予算関連

主催者意見交換会費用：200,000円

予備費(通信費、クラスステッカー等)：70,000円

合計：310,000円

選手部会 2017年活動計画と予算

選手部会長：佐藤 忠宜

活動方針

1. ラリー発展を踏まえ、選手としてのアピールできることを探る
2. 安全対応への協力

活動内容

1. ダイジェスト映像(JRCAビデオ)の作成と公開。

JRCAビデオのための人員を現地に派遣し撮影のほか選手やチーム提供の映像の受け取りを行う。映像の質の向上と公開まで時間短縮をはかる。作成した映

像は YouTube JRCA チャンネル、GyaO で公開、視聴機会を増やし国内ラリーの認知向上を目指す。

2. 安全対応への協力

トラッキングシステム（競技車両位置の追跡）への協力。

RallyStream が JAF の全日本ラリートラッキングシステムの候補となった。

採用に向けた RallyStream 改良への協力。

セーフティ関連の情報を全選手間で共有できるよう努める。

2014 年ごろから発生しているアクシデントによる腰椎損傷事例の情報共有。

リエゾンでのタイヤウオーム行為に関して注意喚起を行う。

3. 選手意見交換会の検討

部会員

部会長：佐藤忠宜

事務局長：染宮弘和

部会員：福永修、足立さやか

ビデオ班：染宮弘和

会議開催日程

メールおよび電話による打ち合わせ。

予算関連

JRCA ビデオ編集公開費用：1,360,800 円（140,000 円×9 戦）

資料作成費等：30,000 円

合計：1,390,800 円

メディア部会 2017 年活動計画

JRCA メディア部会 中島正義

活動方針

1. 国内ラリーの振興に際し、認知拡大のための広報活動（プロモーション）を行う。
2. 対象は新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、インターネット、携帯など、コミュニケーションツール及び媒体すべて。
3. 現地取材メディア支援とメディア関連の主催者との連携

活動内容

1. JRCA の活動内容告知及び啓蒙活動
 - 結果速報、ニュース、リザルトの配信
 - 東京中日スポーツ記事用写真とリザルトの配信
 - 情報配信先の開拓（主催者部会を通じて主催者から情報収集）
 - JRCA Video の制作支援
 - 共同記者会見の開催（主催者が希望される場合）
 - JRCA ガイドブック 2017 の制作
 - JRCA ホームページの維持、管理、改良
2. メディアを含めた SS コース安全管理支援
3. 救命救急講習（主催者、選手、メディアの各部会で連携）

予算関連（消費税込）

ガイドブック制作費(5,000部) : ¥1,886,814
HP 年間運営費 : ¥518,400
結果速報及びリザルト配信費(9戦) : ¥97,200
JRCA 写真レンタル費(全クラス9戦分) : ¥291,600
計 : ¥2,794,014

スポンサー部会 2017 年活動計画と予算

スポンサー部会長 : 長瀬 努

活動方針

1. メーカー、スポンサーへの情報の個別の発信。
2. メーカー、スポンサーと共に、ラリーの振興の為に、ギャラリーや、各メディアへの露出の仕方など、見た人がカッコよく見えるラリーを目指す。
3. 各企業様が、応援したくなるような、ラリーとは、をリサーチする。

予算関連

通信費等 : 20,000 円

(2) 予算計画

収入	2017年度予算	2016年度実績
ガイドブック&HP協賛	3,950,000	3,899,136
会費	1,000,000	395,000
物品販売(DVD資材)	30,000	73,446
Gyao収益	100,000	106,773
利息その他		18
Jsports映像使用料		
合計	5,080,000	4,474,373

支出	2017年度予算	2016年度実績
主催者意見交換会&懇親会	200,000	151,860
主催者部会予備費	70,000	0
主催者部会 計	270,000	151,860
JRCA Video 製作費	1,360,800	1,360,800
救命救急活動講習、Safety 関連費用	---	0
資料作成費等	30,000	---
選手部会 計	1,390,800	1,360,800
ガイドブック製作費	1,886,814	1,708,776
HP年間運営費	518,400	518,400
JRCA写真レンタル費(9戦)	291,600	97,200
速報代	97,200	97,200
メディア部会 計	2,794,014	2,421,576
スポンサー部会	20,000	0
事務局費	300,000	300,000
通信費	50,000	45,432
ドメイン&サーバー代	27,000	27,000
振込手数料	9,000	7,344
JRCA Award 楯代	27,000	38,880
公安委員長表彰状	30,000	0
理事会出席交通費補助	150,000	83,160
ステッカー製作費	100,000	122,360
事務用品費	10,000	2,419
事務局関連 計	693,000	626,595
合計	5,147,814	4,560,831

第3号議案

(1) 会則変更

第1章 総則 第5条 事業内容

「3 本会の活動内容報告書および会員名簿の発行」の会員名簿を削除

第2章 会員

第7条 会員資格

ファンの項目がないので、「あるいは将来関わることを考えている者で、」を「あるいは将来関わることを考えている者、ラリーを応援したい者で、」に変更。

「当会の活動方針に賛同し、会員名簿に掲載されることを同意した個人または団体とする。」を「当会の活動方針に賛同した個人または団体とする。」

会員の期間がないので、以下の文を追加

「会員の期間を1年とする。」

第10条 会費

「以下の3通りとする」→「以下の2通りとする」

追加

「協賛各社の年会費は無料とする。」

事務局長の交代

伊藤忍理事から保井隆宏理事に交代。

伊藤理事は事務局会計担当となる

第4号議案

(1) 会員からの要望

会員より、観戦に関する各種提案が出された。理事会での各ラリー報告と合わせて、主催者に提案を行うこととなった。

JRC アソシエーション (JRCA) 会則

制定 2000年7月5日

第1回改訂	2003年3月26日	第7回改訂	2009年3月26日
第2回改訂	2004年3月4日	第8回改訂	2010年3月23日
第3回改訂	2005年3月16日	第9回改訂	2011年3月5日
第4回改訂	2006年3月15日	第10回改訂	2012年3月10日
第5回改訂	2007年3月9日	第11回改訂	2016年4月13日
第6回改訂	2008年3月25日	第12回改訂	2017年4月18日

第1章 総則

第1条 会の目的

本会は、モータースポーツとしてのラリーの振興を目的とする。

第2条 活動理念

目的を達成するために、以下の3項目を活動理念とする。

- 1 ラリーの認知向上を目指す。
- 2 スポーツとしての質とレベルの高いラリーを目指す。
- 3 地域、社会に貢献できるラリーを目指す。

第3条 名称

本会は、JRC アソシエーション (Japanese Rally Competition Association) (略称 JRCA) と称する。

第4条 事務局

本会の事務局は、東京都新宿区西落合 4-11-4-1D ラリー資料室に置く。

第5条 事業内容

本会は、その目的を達するため、次の事業を行う。

- 1 ラリーの振興および発展を促すための諸活動
- 2 会の実施する行事を通しての内部における交流、外部諸機関との交流、一般市民との交流（広報イベントの開催）など、ラリー運営改善を目的とした諸活動

3 本会の活動内容報告書の発行

4 前各号のほか、会の目的を達成するために必要または有益な事業

第2章 会員

第6条 会員規範

1 会員は、ラリーにそれぞれの立場で参加するに際して、これをスポーツたらしめるよう常に努力をすること。すなわち、競技規則を正しく理解し、これを遵守することは言うに及ばず、この競技において公平性、安全性、国際的整合性の3つを可能な限り高い水準で実現すべく、客観的視点をもってこの競技と自己との関わりを捉えるよう心がけること。

2 会員は、ラリーがモータースポーツイベントとして一般社会に理解され、受容され、さらに発展するには、各自がどう行動すべきかを常に自問し、各自の行動がその答えとなるという覚悟をもって、自らを律すること。

第7条 会員資格

本会の会員は、ラリーに関わる選手、チーム、出場者、主催団体、あるいは関連企業として関わっている者、または前記の資格においてこれに関わった経験がある者、あるいは将来関わることを考えている者ラリーを応援したい者で、当会の活動方針に賛同した個人または団体とする。

年会員の期間を1年とする。

第8条 会員の分類

本会に入会を求める者は、理事会の承認を経て会員となる。会員となった者は、便宜上の登録分類に従って会員名簿に掲載される。

第9条 会員の権利

1 会員は、本会の組織あるいは活動に関する提案、意見、疑問などを、いつでも理事会及び部会に提出することができる。また、会長の承認のもとに部会及び理事会に出席することができる。

2 会員は、本会会員のための「意見交換会」およびその他の行事に出席し、その提案、意見、疑問などを発表することができる。

第10条 会費

会員は、会費を納入することによって会員資格を保つことができる。会費の額は、以下の2通りとする。

- 1 一口¥10,000/年：団体会員
- 2 一口¥5,000/年：個人会員
- 3 毎年度の会費は、当該年度の6月末日までに納入するものとする。
- 4 協賛各社の年会費は無料とする。

第11条 休会

何らかの理由によりラリー活動を中断せざるを得なくなった場合、休会することができる。ただし理事会にその旨を記入した書類を提出すること。休会期間は原則として2年間とする。ただし2年を過ぎても休会を継続する場合、その旨を記入した書類を理事会に提出すること。休会期間中の年会費は免除される。

第12条 退会

- 1 本会を退会しようとする者は、その旨を理事会に申し出なければならない。ただし、理事会はこれを差し止める権利を持たない。退会にあたっては、既納の会費は返還されない。また、民事再生法もしくは破産法等の規定による申し立てまたは決定があった場合、当該会員は退会したものと見なされ、同じく既納の会費は返還されない。
- 2 納入期限から2年が経過しても会費の納入がなかった会員については、自動的に会員資格が失われたものとして扱う。

第13条 除名

会員にして本会の名誉を毀損する行為のあった者、その他会員として不相当な行為のあった者は、理事会の決議をもってこれを除名することができる。

第14条 名誉会員

- 1 本会に名誉会員を置くことができる。名誉会員は、理事の提案に基づき、理事会の決議をもって置く。
- 2 名誉会員は会員と同等の権利を有するが、総会における議決権はない。

第3章 組織および役員

第15条 役員の構成

本会に役員として理事5名以上をおき、会長1名および副会長1名以上、事務局長1名を置く。

第16条 会長および副会長

- 1 会長は、本会の趣旨を体現する存在として、内外において本会の理念の浸透を促進し、本会の活動を助長することをその任務とする。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に支障のあるときは、その任務を代行する。
- 3 会長および副会長は、理事会による会長選考会議において決定される。
- 4 会長および副会長は1年ごとに理事会による選考会議において信任審査を受ける。
- 5 会長および副会長の任期は、選考会議における不信任成立までとする。任期途中で会長・副会長ともに不在となった場合は、理事会がその対処方法を定める。

第17条 事務局員

- 1 事務局長は理事および会長、副会長の指揮により会務に従事する。
- 2 事務局長および事務局員は理事会が理事または会員の中からこれを任命する。ただし理事会の議決をもって会員以外のものを任命することができる。事務局長および事務局員に特に任期は設けないが、必要があれば理事会の議決をもって変更することができる。

第18条 監査

- 1 本会には監査役を1名置く。
- 2 監査役は、総会において会員の中より選ぶ。
- 3 監査役の任期は1年とし、再任は妨げない。

第19条

本会に、理事会と、理事会が統括する1つ以上の部会を設ける。

第20条 理事会

- 1 理事会は、本会の会計および活動に関する重要事項を審議し議決する。本規定に定めなき事項は、理事会がこれを審議し議決する。
- 2 理事は、本会の目的を達成することを念頭に、会員の意見をあまねく汲み上げ、会員相互の理解と協力を促進することをその任務とする。
- 3 理事は、理事会における選考会議において会員の中からこれを定める。
- 4 理事会は年に1回以上開催することとし、理事の半数以上による請求があったとき、臨時の理事会が召集される。また部会は年に1回以上開催することとし、部会員の半数以上による請求があったとき、臨時の部会が召集される。それぞれ議長は出席者中より互選する。ただし緊急な検討を要する案件が発生した場合は、必要に応じて理事会を開

催するか、メールもしくはファックスなどの各種通信手段を用いて議決することができる。

5 理事会の議事は出席者の過半数をもってこれを決する。可否同数の場合は議長がこれを定める。

6 理事は、理事会における議決権の行使を、書面をもって他の出席理事に委任することができる。

7 理事が参加チーム代表者または主催団体代表者または関連企業代表者である場合は、当該団体職員を代理人として理事会に出席させ、議決権その他の権限を行使させることができる。

8 理事会は、会員以外の有識者にオブザーバーとして出席を依頼することがある。

9 理事は1年ごとに会員による信任審査を受ける。

10 理事の信任審査は、毎年1月1日から3月末日までの間に実施する。会員はこの期間を承知したのものとして、不信任の意志がある場合には期間最終日までに、郵便、ファックス、電子メールあるいはその他の手段によって事務局に不信任の通知を行う。通知がなされない会員については信任したものとして取り扱われることを、会員は承知しなければならない。

11 新年度の留任を希望しない理事は、総会直前の理事会にてその旨表明するかまたは、会員による信任投票期間中にその意思を表明した書面を郵便またはファクスまたは電子メールによって事務局に提出する。この表明がない場合は、留任の意思があるものとみなされる。

12 理事が辞任する場合は、別の1名（または1団体）をあらたに推薦することが望ましい。

13 会員は自薦または他薦によって、理事候補となることができる。候補届け出の受け付けは、理事の信任審査投票受け付けと同一期間内とし、投票終了後2か月以内に新理事選考会議を行うこととする。新理事の任期の開始は、選考会議後の任命通知の発送をもってする。

14 理事に欠員を生じた場合は、臨時選考会議によって新任者を定めることができる。臨時選考会議が召集されるのは、役員に欠員が生じた場合に限られる。

15 理事の任期は通常総会から翌年の通常総会までとする。ただし、再任は妨げない。

16 会員の任意無記名投票による不信任の表明が、会員全体の3分の2以上に達した場合、その理事は解任される。会員数は投票期間開始前日までに発行された最新の会員名簿にもとづく。ただし、この場合1団体を1人と数える。なお、不信任を受けた理事の任期の終了は、投票実施後最初の新理事選考会議の前日をもってする。

17 理事会は活動の必要性に応じ、随時部会を設置することができる。

18 理事会開催地より150km以上離れた場所から来場する理事に対し、実費の半額を上限に旅費を補助する場合がある。

第21条 部会

- 1 部会は部会に所属する立場に重点をおいた案件を審議し議決し、それを理事会に報告し、承認を受けなければならない。
- 2 部会の部会長は理事会における選考会議において、理事の中からこれを定める。事務局員は理事会が選任する。
- 3 部会は、部会長1名、事務局員1名以上、部会員3名以上で構成する。
- 4 部会委員は部会における選考会議において会員の中からこれを定める。
- 5 事務局員は部会長の指揮により部会会務に従事する。
- 6 部会の事務局員は理事会に出席できる。
- 7 部会長は、理事会における議決権の行使を、書面をもって同部会の部会員または事務局員に委任することができる。また部会員は部会における議決権の行使を、書面をもって他の出席部会委員に委任することができる。
- 8 部会員が参加チーム代表者または主催団体代表者または関連企業代表者である場合は、当該団体職員を代理人として部会に出席させ、議決権その他の権限を行使させることができる。
- 9 部会は、会員以外の有識者にオブザーバーとして出席を依頼することがある。

第4章 会員総会

第22条 開催時期

通常総会は年に1度、4月1日から6月30日までの間に、これを開くこととする。また、理事会において必要と認めるとき、または3分の2以上の会員より請求のあったときは、臨時総会を開く。

第23条 召集方法

総会の召集は、会長の名をもって行われる。総会の議事内容、期日および場所は、事前にこれを全会員に通知する。この通知は、登録された連絡先に郵便、ファックス、電子メールあるいはその他の手段によって発送することとし、発送時から通常の到達期間をもって登録連絡先に到達したものと扱う。

第24条 承認事項

次の事項は、これを通常総会に提出し、その承認を受けなければならない。

- 1 前年度収支決算
- 2 財産目録
- 3 事業報告
- 4 新年度役員人事

第 25 条 議事

総会の議事は、あらかじめ通知した事項以外にわたることができない。

第 26 条 議決

総会の議事は、出席会員の過半数をもってこれを決する。可否同数のときは、議長がこれを決する。会則改正の決議は、出席者の 3 分の 2 以上の同意を要する。

第 27 条 委任

会員は書面をもって総会における議決権の行使を他の出席会員に委任することができる。その場合は総会開催 1 週間前までに委任する出席者への委任状を事務局へ通知しなければならない。

第 5 章 資産および会計

第 28 条 収入

本会の資産は、会費、寄付金、およびその他の諸収入による。

第 29 条 予算作成

本会の予算は、理事会が作成し、会員総会に報告する。

第 30 条 弔事

本会の会員について弔事の報告があった場合、以下の規定によって対応する。

- 1 個人会員が死亡した場合：供花
- 2 団体会員の代表者または代表に準じる者が死亡した場合：供花

第 31 条 予算外の支出

重要な財産を処分する、または予算外の支出をなすには、理事会の議決を経なければならない。

第 32 条 会計年度

本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり 3 月 3 1 日に終わる。

第 6 章 会則の変更

第 33 条

本会則の変更は、理事会の議決にもとづき、会員総会が承認して行う。